

# 市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金について

## ◆ 「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金の目的

市川三郷町空き家情報登録制度「空き家バンク」への登録を促進するため、契約成立した物件に対し、改修工事や残存する家財道具等の処分を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

## ◆ 補助金の対象者について

補助金の対象となる方は、下記の要件をすべて満たす方となります。

- (1) 空き家バンクに物件登録をした所有者等又は利用登録者で、売買契約若しくは賃貸借契約が成立した者（利用登録者は5年間以上市川三郷町へ定住する意思があること）
- (2) 空き家の所有者等の3親等以内の親族でない者
- (3) 市町村税等を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない者

## ◆ 補助対象となる経費の概要は下記のとおりです。

- (1) 改修工事 □ 町内業者による居住部分に係る改修工事（総額10万円以上）
  - (2) 家財処分 □ 居住部分に係る家財処分（総額1万円以上）
- 詳細は要綱第4条に記載してあります。

## ◆ 補助金の額

- (1) 改修工事費用の2分の1に相当する額で上限は100万円です。
- (2) 家財処分費用の2分の1に相当する額で上限は10万円です。

## ◆ 補助金の申請期間

改修工事及び家財処分共に売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日から1年間です。

## ◆ 補助金の申請

申請には市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付要綱に定める下記の書類が必要となります。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、承諾書（様式第3号）  
納税証明書（様式第4号）等
- ・改修工事・処分・撤去に係る費用の明細書及び見積書の写し
- ・改修工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所・処分及び撤去を要する家財道具等の設置箇所の写真
- ・売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し

市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金についての詳細につきましては  
市川三郷町建設課住宅係（Tel055-272-1136）までお問い合わせください。